

愛媛県議会基本条例検討協議会運営要綱

(設置)

第1条 愛媛県議会基本条例(仮称)(以下「議会基本条例」という。)に関する次に掲げる事務を行うため、愛媛県議会基本条例検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- (1) 議会基本条例の制定の適否について調査検討すること。
- (2) 議会基本条例の条例案を作成すること。

(構成員)

第2条 協議会は、議長が選任した議員及び副議長をもって構成する。

- 2 協議会に座長を置き、副議長をもって充てる。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

(運営)

第3条 協議会は、座長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 座長は、協議会に必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 協議会の決定事項については、その都度議長に報告するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月2日から施行する。